

○災害危険区域の建築制限の例外となる建築物等の基準

平成25年 2 月 1 日告示第 5 号

災害危険区域の建築制限の例外となる建築物等の基準

1 東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例（平成24年条例第7号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる修繕とは、次のいずれかに該当する行為とする。

- （1） 修繕
- （2） 模様替
- （3） 移転（同一敷地内での曳家をいう。）
- （4） 条例施行時における建築物の延べ床面積の1.2倍を超えない範囲の増築
- （5） 公益上必要な行為であって安全上及び避難上支障がないと認められるもの

2 条例第4条第1項第2号に規定する建築物の敷地が接する建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める道路の最も低い位置は、当該道路の中心線のうち、敷地と道路が接する区間において最も低い位置（以下「基準面」という。）とする。ただし、敷地が道路に接していない場合又は特殊な地形の敷地である場合には、その建築物の用途、規模、位置、構造及び周囲の状況に応じ、建築計画が津波に対し安全上及び避難上支障がないと認められる位置とする。

3 条例第4条第2項に規定する構造方法は、次に定めるものとする。

- （1） 災害危険区域第2種において建築する住居の用に供する建築物の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当するものとする。

イ 基準面から2メートルの高さ以下の部分の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造その他津波に対する構造耐力上の安全性が認められる構造としたもの

ロ イに掲げる構造以外の構造とした建築物の基礎の上端の高さを基準面から2メートル以上としたもの

ハ イに規定する建築物の基礎及び主要構造部又はロに規定する建築物の基礎の上端の高さが基準面から2メートル以上となるよう地揚げしたもの

- （2） 災害危険区域第3種において建築する住居の用に供する建築物の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当するものとする。

イ 基準面から1メートルの高さ以下の部分の基礎及び主要構造部を鉄筋コンク

- リート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造その他津波に対する構造耐力上の安全性が認められる構造としたもの
- ロ イに掲げる構造以外の構造とした建築物の基礎の上端の高さを基準面から 1メートル以上としたもの
- ハ イに規定する建築物の基礎及び主要構造部又はロに規定する建築物の基礎の上端の高さが基準面から 1メートル以上となるよう地揚げしたもの